

高 事 第 1376 号
令和7年5月23日

各高齢者保健福祉施設設置主体法人 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

施設の用途変更等に伴う届出及び補助金に係る財産処分の承認手続きについて（周知）

日頃から本府の高齢者保健福祉行政の推進に御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、施設内の設備（居室、食堂、機能訓練室等）の用途変更及び位置変更を行う場合には、介護保険法等に基づき、事前に大阪府へ変更届を提出していただく必要がありますが、変更届を提出せずに用途変更等を行っているケースが散見されますので、必ず当課施設指導グループへ届出をしていただくようお願いします。

また、国及び大阪府、社会保険診療支払基金の補助金等を受けて整備した施設については、補助金交付決定における交付条件のとおり、目的に反した使用（例えば、補助金を受けて整備した建物の一部廃止や、訪問介護事業所を設置するなど交付決定時の用途から変更する場合等）をする際は**知事の承認**（以下「**財産処分承認**」）が必要となる場合がありますので、**事前**（少なくとも財産処分承認が必要な3カ月前まで）に必ず下記までご連絡いただきますようお願いいたします。財産処分に必要な手続きを取ることなく処分することがないようにお願いします。

なお、変更等の内容によっては、補助金を返還していただく場合もありますので併せてご留意ください。

参考 HP：[大阪府等の補助金を受けて取得した財産の処分について／大阪府（おおさかふ）ホームページ](#) [Osaka Prefectural Government]

連絡先

大阪府福祉部高齢介護室

介護事業者課整備調整グループ

TEL 06-6941-0351

（内線 4492・4494）

FAX 06-6944-6670

近年発生した「財産処分承認申請等に遅滞が生じた事例」

（事例１）

A 市から令和２年に「大阪府介護施設等整備に関する事業補助金」を受け創設した小規模多機能事業所を運営していた B 法人は、当該事業所を令和３年に休止し、令和４年には同事業所を廃止したが、財産処分の承認申請等をしていなかった。

R7 年に同事業所の建物を活用し、看護小規模多機能事業所を新たに開設することとした際にこの事実が判明した。

⇒正しくは、B 法人は処分を行う日（小規模多機能事業所の廃止）の２カ月前に A 市に財産処分の承認申請を行う必要がありました。また、B 法人より申請を受けた A 市は、内容を審査のうえ、大阪府に対し１か月前までに申請を行う必要がありました。

（事例２）

大阪府から平成 10 年に「社会福祉施設等施設整備費（国庫負担）補助金」を受け創設した特別養護老人ホーム及び併設デイサービスセンターを運営していた C 法人は、令和４年に当該デイサービスセンターを廃止し、併設の特別養護老人ホームの倉庫として転用していたが、財産処分の承認申請等をしていなかった。

令和６年にこの事実が判明し、財産処分承認申請等を事後で行うこととなった。

⇒正しくは、C 法人は処分を行う日（デイサービスセンターの廃止）の３カ月前に大阪府に財産処分の承認申請等を行う必要がありました。

いずれの事例も、事前の手続きを失念していたことから発生しています。財産処分を行う前に申請等を行わなかった場合、補助金等の交付決定を取り消すことがありますので、十分ご注意ください。

判断に迷う場合は、必ず大阪府にご相談ください。